# 官民競争入札等監理委員会第298回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

# 第298回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時:令和5年6月26日(月)14:58~16:57

場 所:永田町合同庁舎1階・第1共用会議室

- 1. 開 会
- 2. 実施要項(案) について
  - ○独立行政法人国際協力機構/JICA情報通信網更改業務
- 3. 事業評価(案) について
  - ○独立行政法人国際協力機構/JICA地球ひろば企画運営管理業務
  - ○独立行政法人国民生活センター/独立行政法人国民生活センター施設の運営管理 等業務
  - ○国立研究開発法人国立環境研究所/国立研究開発法人国立環境研究所ネットワークシステム運用管理業務
  - ○国立研究開発法人情報通信研究機構/国立研究開発法人情報通信研究機構の情報 システム運用業務
  - ○農林水産省/現場技術業務
  - ○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構/国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務
  - ○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構/地層処分研究開発に関連する運転管 理に係る業務
- 4. 「公共サービス改革基本方針(案)」について
- 5. 閉 会

# <出席者>

# (委 員)

浅羽委員長、古笛委員長代理、石上委員、石川委員、石田委員、梅木委員、小尾委員、 関野委員、辻委員、中川委員、野口委員、古尾谷委員、前田委員

#### (事務局)

岡本事務局長、長瀬参事官

○浅羽委員長 第298回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

本日は、議事次第にございますうち、2から4につきまして、御議論をいただきたいと 思います。

まず、議事次第2の実施要綱(案)につきまして、御審議をいただきたいと思います。 実施要綱案につきましては、事業主体からの説明に基づき、入札管理小委員会で審議を行いました。小委員会Bの1件、独立行政法人国立協力機構、JICA情報通信網更改業務につきまして、主査の関野委員より御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○関野委員 それでは、独立行政法人国際協力機構、JICAの情報通信網更新業務の実施要綱案を小委員会で審議いたしましたので、その結果を報告したいと思います。

資料1-1に沿って御説明いたします。まず、1番、事業概要と経緯でございます。

(1)事業概要ですが、JICAの拠点間通信、これ括弧がたくさんありますけど、拠点間通信に係る設計、構築、テスト、移行、それから運用、保守及び全体管理に係る業務でございます。括弧内には国内外拠点と書いてございますが、本部を含めて18の国内拠点とデータセンター、それから、98の在外事務所がございます。それらをSaaSへ接続するネットワークサービス、広域通信網(WAN)と書いてございますが、WANはワイドエリアネットワークのことですが、SaaSというのは、ソフトウエア・アズ・ア・サービスのことでございまして、サービスには、インフラだけのサービスとかプラットフォームのサービスとか、あと、それらを全部含めたソフトウエア・アズ・ア・サービスをSaaSということでございまして、アプリケーションからハードウエアまで全部含めたというサービスでございます。それから、それらを整備するということでございます。

2番、事業期間でございますが、設計、構築、テスト等が11月から25年の3月まで、 運用保守が25年の4月から5年間ということになっております。これらは普通設計等、 運用等、1番と2番を併せて調達するということがありますけれども、今回につきまして は、まとめて1事業者にしたいということでございます。

これまでの経緯でございますが、1者応札ということで、今期が市場化テスト1期目ということになります。

2番、実施要綱(案)等の主な変更修正でございますが、まず、(1)番、構築期間の確保ということです。「RFIにおいて、複数の事業者から」と書いてございますが、RFIというのは、リクエスト・フォー・インフォメーションの略でございまして、事前に情報提供していただいたということです。事前の事業者から半導体不足に起因しました通信機器の納期が延期されるリスクが高いと見解が示されたということで、次期通信網の更改では、SD-WANを導入することから必要なルーターの調達数量が多いということに加えまして、海外を含めた各拠点への輸送、設置が発生するために、それらを考慮した構築期間が必要ということでございます。当初、調達スケジュールは、構築として7か月を予定しておりましたが、倍の14か月ということになりまして、運用開始時期を当初より、1

年延期したということになります。SD-WANという言葉がありますが、それは後ほど、(3)番で説明いたします。

めくっていただきまして、その結果、延期しましたので、当初は、5月に入札公告で、24年の2月から運用開始予定でございましたが、変更いたしましたので、右側で入札公告、来月7月に入札公告をして、2025年の4月、1年2か月遅れて運用開始をしたいということでございます。

(2)番、引継ぎ期間の確保でございます。その事前の意見招請といいますか、調査によりまして、運用の引継ぎ期間につきまして、旧環境から新環境への切替え期間を確保したいと、してほしいということでございましたので、2024年2月から2025年3月までに設定しているということでございます。

それから3番目、SD-WANの導入とインターネット回線の利用ということです。2 行目からのほうが分かりやすいですが、次期情報通信網では、インターネット回線の利用 及び各拠点間を物理的なネットワーク機器で構築したワイドエリアネットワーク上に、仮 想的なワイドエリアネットワークを構築して、それらをソフトウエアで管理するという、 そういう技術をSD-WANというんですが、そのSD-WANで接続をしたいというこ とです。これによりまして、運用保守のコストを低減したいということでございます。つ まり、従前と比べて非常に大きな違いですが、SD-WANを導入するということにした いということです。

4番、在外拠点が調達するインターネット回線の利用ということで、国際通信網につきましては、在外拠点が個別に調達する現地インターネット回線を活用するということで、コストを低減するとしております。※印に、一部の危険国、7拠点につきましては、引き続き、閉域網も整備いたしますということです。7拠点はどこかといいますと、スーダン、南スーダン、イラク、イラン、コンゴ民主共和国、パプアニューギニア、そして中華人民共和国という7か国でございます。

(5)番、世界情勢を踏まえた作業スケジュールへの考慮ということで、RFIによりまして、事業者の意見を踏まえまして、政情不安等の理由により、機器輸送に時間を要する等、作業スケジュールに遅れが生じる在外拠点につきましては、別途機構との協議の上、再スケジュールを行うと、36ページのほうに記載をされているということです。

それから6番目、複数事業者による共同入札を可といたしました。通信キャリアのみではなくて、システムインテグレーター等の事業者も通信回線を借り受けることで、入札への参加が可能となるために、共同企業体の入札を可としております。システムインテグレーターという言葉が出てきますが、これは大体読めば分かると思うんですけど、複数のベンダーから汎用パッケージとかハードウエアを完成品として購入して、1つのシステムとして組み立てるというような業者のことを示唆しております。

次、3枚目でございますが、7番、従来の実施状況の開示ということで、市場化テストでございますので、実施に要した経費、人員、施設・備品、実施方法等につきまして、事

前に開示をしております。

3番ですが、入札監理小委員会での審議結果ということです。在外拠点の調達と本事業の調達の責任の明確化ということです。在外拠点が個別に調達する現地の回線、インターネット回線等の品質等については、今回応札する事業者は責任を持たないということにはなっておりますが、実際、実施してみてから不具合等が生じた場合の責任主体を明確にしておかないと、事業者が困るのではないかということでございます。

そこで、今回調達する次期通信網の中で、利用するに足るクオリティのものが各拠点で準備できるということをJICAで担保するということを説明会等で説明していただくということにしました。それから、入札に向けた十分な準備期間を確保するということです。この調達につきましては、非常に規模が大きいということもございますので、公告後、提案準備まで十分な期間が必要なのではないかということでございまして、2か月の予定でございましたが、1か月延ばしていただいたということになります。

最後に意見招請でございますが、5月29日から先週の6月19日まで意見招請を行いまして、5者から計83件の質問があったということでございます。その対応については、現在整理をしているということでございます。

以上、御説明でございました。審議のほどよろしくお願いします。

○浅羽委員長 関野委員、どうもありがとうございました。

まず初めに、関野委員からの説明の最後の部分で、4の意見招請へ出された意見への対応ということで、現在整理中という御報告をいただいているところです。本件につきましては、今後、意見招請で出された意見への対応につきまして、大変申し訳ありませんけれども、私に御一任いただいた上で中身を御審議いただきたいのですけれども、委員の方々よろしいでしょうか。

### (「異議なし」の声あり)

○浅羽委員長 どうもありがとうございます。それでは、そのような前提で、ただいま関 野委員より御説明いただきました内容につきまして、御意見、御質問等ございます委員は、 発言をお願いいたします。古尾谷委員、お願いいたします。

○古尾谷委員 御説明については、異議ございません。それで、資料を事前に見させていただいたのですけれども、別紙1について、民間競争入札のほうに提示された、使用されたものだということで、資料として出されているのですが、ここの一番上の運用費用のところが、数字をずっと見ていきますと、令和2年度から3年度にかけて大幅な、8億円増という大幅な増になっていまして、実質的には2年度から151%増、ここに記載されている平成27年度の9億等から比べますと、245%増という大幅な数字になっています。

官民競争入札の大きな目的は費用の縮減ということがあったと思いますけれども、そういう意味で、ここの下に理由が書かれておりますけれども、コロナ禍の対応として取り入れたシステムにより、通信量が増えたということが記載されています。コロナでこういう形になったのは、他の業種や、あるいは入札にも同じように影響していると思いますが、

実態の運用経費が、このくらいの頻度で増加しているのか、その点についての御認識をお知らせ願いたいと思います。通常、これだけの金額増になりますと、入札としては、予算づけが別に必要になってくるはずですので、ちょっと疑問を持ちました。以上です。

委員長の説明に異議はありませんので、中身について、分かれば後でも結構でございますので、なぜこれだけの金額が増になったのか、コロナ禍というだけの仕切りでは、理解が若干、困ったなという感じになってしまいますので、ほかにもこういうものはあると思いますので、同じように今、半導体不足、様々な要因でこういう費用は大きくなっているんだということの認識があるということであれば、それで結構でございますので、ちょっと気になりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 まず、事実関係ですけども、令和2年度からは、コロナ禍への対応としてネットワークの構成を大きく変えたため増額となっているとのことです。具体的には、在外拠点のインターネットVPNの契約帯域を増速したためであると実施機関から聞いており、契約を変更しているため、年度の数字が異なっているところでございます。

それから、もともと今回、閉域網からインターネット回線に移るというところにつきましては、コロナによって、テレワーク等が集中したために、閉域網では困難な状態になりまして、現行、インターネット回線を通じることによって、補助しているような状況でございます。したがいまして、現在は、閉域網にインターネットをつないだ形にしておりまして、こちらに記載しておりました、数字につきましては変動がございます。

○古尾谷委員 今の説明ですと分かりません。なぜそうなったのかの中身が分からないので、こだわりませんけれども、これだけかかってしまうのだということなら、それで結構ですので、ただ、これからコロナが収まったわけではなく、9波に入ったという話もありますので、それと在外の閉域拠点7拠点というお話もありましたし、そう多くないですよね。

ただ、金額的に8億円増というのは、請負金額、運用経費の請負金額と比べましても多額の金額ですので、今の御説明だけでは、なぜ8億円も増になったのかというのは、ベンダーのほうからの提示があると思うんですけれども、JICA側が御説明なさっている内容だけでは、皆さんお分かりになったかなと、これで分かればですけれども。我々、今、非常にシステム系の変更については、特にIT系の変更については、業者側がすごい強気なので大変困っています。地方自治体も。その中で、国のほうがある程度認めていますよというのは、逆に言うとベンダーが我々に言う時の材料になっているんです。もう国だってこんなに増やしてもらっていますよという言われ方を実際されるそうです。

ですから、そこら辺のところは費用対効果をしっかりと検証して、確認をお願いできればということがあります。個別のところでは、下のところの人数を見ると、人員数は全く変わっていないのですよね。この間の理由は、SEやそういう費用が高騰するというのが最大の理由でした。その次に、機器の材料が足りなくなっているからという話があって、それが実際にこうやって膨大になってくると、今、地方税収もかなりいいですけれども、

どんどんこういうところで食われてしまうというのは、これは少し厳しいです。

- ○長瀬参事官 御指摘ごもっともでございますし、他の事業も考えた上で、理由、背景については整理すべき論点だと思いますし、また、今期この事業を進めた上でいずれはまた評価を行うことになりますから、その際にも、今の御指摘を踏まえて検証させていただければと考えております。
- ○古尾谷委員 よろしくお願いします。
- ○浅羽委員長 それでは、ただいまの点につきましては、後ほど詳しいことを御説明お伺いすると言うことでよろしいでしょうか。
- ○長瀬参事官 はい。背景やさらなる状況なりについて分かれば、改めてご報告をさせて いただければと思います。
- ○浅羽委員長 どうぞよろしくお願いいたします。

ほかに御意見や御質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により、付議されました実施要綱 (案) につきましては、監理委員会として、異存はないということにいたしたいと思います。なお、古尾谷委員からの御意見、御質問につきましては、今後に御対応をどうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、議事次第3の事業評価(案)について、御審議をいただきたいと思います。 まず、小委Aの2件、独立行政法人国際協力機構、JICA地球ひろば企画運営管理業 務、独立行政法人国民生活センター、同施設の運営等業務につきまして、事務局より説明 をお願いいたします。

○長瀬参事官 それでは、御説明をさせていただきます。まず、資料の2を御覧いただければと思います。資料の2を御覧ください。

前の議題に引き続きまして、本件も国際協力機構の案件でございます。この件は国際協力に関する展示、体験などを行います、JICA地球ひろばというものが市ヶ谷にございます。そこでの企画運営管理の業務でございまして、今回評価を行いますのは、令和2年10月からの事業期間で、2期目の市場化テストでございます。

この事業、前の第1期の市場化テストでは、1者応札の状況が改善されておりませんで、 2期目の市場化テストを継続したものでございますが、今期の状況は資料の1ページの中 ほどの表で、入札の状況として書いてございます。今期においては、複数応札が実現いた しまして、競争性が改善された状況となりました。こういった結果に至りましたのは、後 の5ページのところでも書いてあるのですけれども、先んじて申し上げますと、この施設 で来館者の説明に当たっていただく案内人という者がいるのですが、そういう方の経験年 数の要件を緩和した、こうしたことに意味があったものと考えております。

そして、確保されるべき質の状況、これは資料2の2ページから3ページにかけての記載でございます。こちらの事業もちょうどコロナ禍の状況の中で、あらかじめ設定しました来館者数の目標などは未達成でしたけれども、来館という形ではなくて、オンラインに

よるワークショップの実施などを新たに行いまして、事業は効果的に行われた状況でございました。また、実施経費、これは資料の4ページのところに記載がございますが、当初の契約額ベースでは1%の減、他方、実績額ベースでは1%増という数字でございましたが、先ほど申しました、コロナ禍での新たな対応として、新しい展示企画などを行ったための人件費増が要因だったということからすれば、やむを得ない範囲での水準と考えておるところでございます。

以上の整理に基づきまして、これは、5ページの評価のまとめ、(5)、(6)で書いてございますが、この事業につきましては、競争性の改善が実現しますとともに、コロナ禍の中での機動的な対応なども行いながら、質、実施経費ともに適切な水準になっておるものと整理をいたしまして、今回の事業期間をもって、市場化テストを終了するという内容の評価案でございます。

これが資料2の関係でございます。

引き続いて、資料の3、2つありまして、資料の3-1と3-2というのがございますので、そちらの案件の御説明でございます。いずれも独立行政法人の国民生活センターの事業でございまして、相模原市にございます事務所の、1つは建物維持管理業務、これが資料3-1でございます。そして、資料3-2が、相模原の事務所で行っております、研修や宿泊の関係業務でございます。

今回、評価の対象となりますのは、令和3年4月からの事業期間でございまして、市場化テストを行うのは4期目でございます。これらの事業、前の事業期間までは、2つの業務、一本の調達で行っておりましたけれども、1者応札が継続をしておりまして、そうした状況を改善すべく、この4期目からは建物管理と宿泊研修対応、それぞれ分けて調達を行うこととしたものでございます。

その上で、今期の実施状況でございますが、まず、質の面から申しますと、建物管理、資料3-1の関係でございます。建物管理については、業務への支障や事故などが、この間、発生する状況にはなりませんでした。もう一方の業務、宿泊や研修対応の業務でございますが、施設の稼働率については目標が未達成の状況ではございましたが、コロナ禍の中で、宿泊などを伴う研修というのが難しい状況であったことを考えれば、おおむね適切な内容であったと考えております。

そして、経費の面でございますが、資料3-1の建物管理については、従来の経費と比べて、6%の減でございました。他方、もう1つの研修、宿泊の業務でございますが、こちらについては、利用者の1泊当たりに要した経費はどのくらいかということで見てみますと、経費が20%増でございました。ただ、後者の宿泊研修については、先ほど申しましたとおり、コロナ禍の状況の中で宿泊者が大幅減になるなど、通常の期間とベースを同じくして比較することはできない状況でございましたので、この経費の面で効率的な事務遂行が図られたかどうかということは、改めて評価をする必要があると考えております。

その上で、入札の状況から見た競争性の改善の状況でございますが、先ほど申しました

とおり、前の事業期間までは一体の契約で行っていたものを、今期から分けて調達をした のですけれども、引き続き両事業とも1者応札でございました。

このため、結論といたしましては、両事業とも、次の事業期間も市場化テストを継続しまして改善を図る、具体的には、入札に不参加の事業者さんから意見としてございましたスケジュールの見直し、さらには、新しい分野への市場開拓、積極的なリクルートを図るとか、当然のことながら、仕様の見直しということも含めて、次の事業期間においては、さらなる検討、取組を進めていただく必要があるというのが、事業評価の結論でございます。

説明は以上でございます。

○浅羽委員長 御説明どうもありがとうございました。

ただいま御説明いただきました内容につきまして、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。よろしくお願いいたします。特に御意見、御質問等ございませんでしょうか。前田委員、よろしくお願いいたします。

○前田委員 結論として特に異論はないのですが、1点質問で、資料2のほうの4ページで、何か人件費が増えた要因として、新型コロナによる閉館や時間短縮期間があったことからと書いてあります。何となくむしろこういうのがあったら人件費が減るような気もするのですが、その説明がよく分からなかったものですから教えてください。

○事務局 では、事務局よりお答えします。閉館期間中ですとか開館時間の短縮期間のときには、オンラインでセミナーやイベントや体験、ワークショップを実施しておりました。また、閉館期間中は業務が行われなかったのですが、ユーチューブなどの配信用に、地球ひろばの企画展示などの紹介動画を11本作成したということもありまして、人件費がそこで減るということはなく、さらにオンラインの実施によりまして、前日からのオンラインのテストの実施や設定作業などで、業務量が実際増えてしまい、そのため、人件費が増加したとお聞きしております。

○前田委員 納得はできませんけれども、説明はよく分かりました。要するに、閉館しているときにいろいろやればいいのに、結局オンラインもやることによっていろいろな、慣れていないということもあり、いろいろな業務が発生して、むしろフリクショナルに人件費が増加したと、こういうことですね。

○浅羽委員長 ほかに御意見、御質問等ある委員はいらっしゃいませんでしょうか。小尾 委員、お願いいたします。

○小尾委員 今の件ですが、これは、そもそも契約金額が決まっているわけなので、後から業務量が増えても、契約金額を変更しなければ人件費は変わらないと思いますが、契約としては、人件費は働いた分を払うという形の契約になったのでしょうか。

○事務局 事務局からお答えします。この実績額というのは、令和5年3月31日までの 実績なので、契約期間は令和6年の10月まで残っております。ですので、それまでの期間で、当初の契約金額に収まるように運営を行う、つまり実質、契約金額の変更はなく、 途中の期間で増えてしまった分は、これから実施する期間で調整を行うことになると聞い ております。

- ○小尾委員 分かりました。そうすると、ここの、この間の期間での人件費ということで すね。トータルの契約金額は変わらないので。
- ○事務局 はい、そうです。
- ○小尾委員 あとの期間の人件費は事業者側が調整をすると。
- ○事務局 はい。
- ○小尾委員 分かりました。ありがとうございます。
- ○浅羽委員長 ほかにはいかがでしょうか。梅木委員、お願いいたします。
- ○梅木委員 御説明ありがとうございます。今の小尾委員の御質問に対する回答のところでの質問ですけれども、決められた期間の中で、まだ期間が残っているので、今回見ている期間については経費が上がったけれども、それ以降のところで調整しますというお話ですが、当初予定されていたような業務が、経費がもう既に使い過ぎてしまったので必要な分が賄えないとかという事態も可能性としてあるのではないかと思うのですけれども、そういうことに対しては、どういうふうに対応するという取決めになっているのでしょうか。○事務局 事務局でお答えしますけれども、その件につきましては、実施機関に確認したいと思いますので、後ほど回答ということでよろしいでしょうか。
- ○梅木委員 分かりました。今回、対象にしている経費の分析に影響を与えるものではないのですが、今、まだ評価期間全部をカバーしていないというところですので、この先どうなのかなという、そういう観点からの確認です。ありがとうございます。
- ○浅羽委員長 ほかにはいかがでしょうか。

それでは、小委Aの2件の評価(案)につきましては、JICA地球ひろば企画運営管理業務は終了、国民生活センター施設の運営等業務は継続ということで、監理委員会として異存はないということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○浅羽委員長 なお、いただきました御質問に関しましては、後ほど回答をよろしくお願いいたします。

次に、小委Bの3件、国立研究開発法人国立環境研究所、同研究所ネットワークシステム運用管理業務、国立研究開発法人情報通信研究機構、同機構の情報システム運用業務、 農林水産省、現場技術業務につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○長瀬参事官 それでは、資料の4を、まず、御覧いただければと思います。

この資料は、国立研究開発法人国立環境研究所の業務でございまして、つくばなど3拠点がこの研究所にございまして、そこでの業務に用いますネットワークシステムの運用管理の業務でございます。評価は、平成31年3月からの事業期間で、市場化テストを行うのが第1期目の実施状況を受けての評価でございます。

資料の1ページの中段、入札の状況でございます。その結果は、1者応札という状況で

ございました。

他方、質の達成状況、これは、資料の2ページから3ページに記載がございます。システムの稼働率、インシデント発生時の対応などは適切な状況でございました。また、実施経費、これは資料3ページの末尾の(3)以下で書いてございます。落札・契約の金額につきましては、従前の経費とベースを合わせて比較をしますと、19%の増加ではございますが、市場価格などを見ますと、前期と市場化テストを行った今期を通じまして、一般的な市場価格以下の水準にとどまっているというところでございます。

また、発注者側で講じた対応といたしましても、こういった経費に関連いたしましては、 増加につながる昨今の要素として、人件費の増加とか技術の高度化の要請などがあるわけ ですけれども、そうした中で、経費の抑制にも資するべく、常駐の保守要員の人数緩和な どを行っております。こういったことを考えれば、全体として、この事業は効率的に遂行 されている状況にあると考えております。

ただ、競争性の面でございます。最初に申しましたが、今期の状況は1者応札の状況で ございまして、入札に至らなかった事業者などからは、これは、5ページの上のところの 段でも記載しておりますが、設計や納期の期間が短すぎることがネックだとの声が寄せら れております。

このため、この事業の評価の結論といたしましては、市場化テストは継続することとし、 今申しました、入札に参加していない事業者から声があった、スケジュールの見直しなど、 こういった取組を通じまして、競争性の改善を図っていく必要があるという内容での評価 でございます。

これが資料4の関係です。

続いて、資料の5の事業でございます。こちらもシステム関係の事業でございまして、 国立研究開発法人情報通信研究機構の業務でございます。この機構は、本部が東京の小金 井にございますが、そこをはじめ、全国各地十数か所拠点を持って業務を行っております。 それぞれのところで用いる情報システムの運用管理が市場化テストの対象業務でございま す。

今回の評価ですが、市場化テストは4期目、令和4年4月からの事業期間が評価の対象でございます。

まず、確保されるべき質の達成状況でございます。資料は、2ページから3ページにかけて記載をしてございます。システムの稼働率ですとか、重大障害が発生したか否か、あるいは利用者アンケートの結果はどうだったか、この辺の内容は適切な状況でございました。一方、実施経費でございます。これは、3ページの(3)、中段以下で記してございます。従前経費との比較では25%増加でした。その増加要因といたしましては、1つは、この機構そのものの運用拠点を増やしたということ、もう一つは、セキュリティー対策の強化の対応を要した、こういうことがこの事業期間であったということでございました。

そして次、(4)、次の3ページから4ページにかけては、競争性の改善のために進めた

対応ということでございます。今回の事業期間の調達に当たりましては、4ページの①以下の対応を進めたということでございますが、特に4ページの⑤でございます。従来求めていた各拠点での要員の常駐を必須とはしないこととし、遠隔によってサポート業務を実施することも可能にしましたということでございます。その他、ここに列記したような取組を進めました。ただ、入札の結果は、従前からの事業者による1者応札ということでございまして、競争性の面で課題が残る状況となりました。

以上の状況を受けまして、本事業については、市場化テストを継続というのが評価の結 論でございます。

この事業に限らない話だと思うのですけれども、情報システムの運用をめぐりましては、 先ほど経費のところでも申し上げましたが、セキュリティー対応の強化等々、コスト増に つながり得るような要請が今後もいろいろな形であるのではないかと予想されます。一方、 事業費にはおのずと予算上の制約などがございます。市場化テストは継続し、次の事業期間におきましては、新規参入による競争性の改善を進めるという意味からも、効率的な事業の実施を可能にしていくようなことが必要であろう。常駐などの業務のやり方について も引き続き検討いただくとともに、事業の枠組みなどについても、さらに踏み込んだ対応 を検討していただいて、競争性の確保を図っていく必要があると考える、という評価(案) でございます。

続きましては、資料6の関係でございます。資料は6-1-1と6-1-2と2つ、評価 (案)がございます。いずれの業務も農業土木の関係でございまして、土地改良事業など、国営で実施している農業土木の事業の現場の技術業務委託でございまして、公共事業の発注官署となります、全国各地の土地改良事務所などでの業務のうち、資料の作成や工事の施工管理などの業務について、その補助、支援を内容として委託するものでございます。

資料が2つ分かれておりますのは、国営の農業土木事業、公共事業につきましては、当然農水省が中心ですけれども、沖縄エリアについては、内閣府の沖縄総合事務局が行っておりますし、北海道は国交省の北海道開発局が主体となって実施していることによるものでございます。

そのため、今日お諮りしている評価(案)も資料が2つに分かれております。資料の6-1-1は北海道以外、すなわち、本州、四国、九州、沖縄管内の業務についての評価(案)、6-1-2は北海道分の評価(案)でございますけれども、事業の実施状況ですとか、評価(案)の整理が大きく異なることはありませんので、併せて説明をさせていただきたいと思います。

以下、評価の内容を御覧いただきたいと思います。今回の評価の対象でございますが、 市場化テストの第1期スタートの時点でございます。令和3年度契約分の評価でございま して、資料6-1-1、つまり、北海道を除く分については35件の契約、資料6-1-2の北海道分については、27の契約がその対象でございます。 実施状況の内容でございますが、まず、確保されるべき質の達成状況でございます。資料 6-1-1 では、2ページ目で書いてございます。それぞれの契約官署の事務所で行っていただいた業務成績の評定の結果でございますが、いずれも、所定の点数を満たした水準となっており、適切なものでございました。これは北海道についても同様の状況というところでございました。

次が、入札の状況と実施経費がどうだったかということでございまして、資料 6-1-1では、2ページの下から、(3) のところで記してございます。まず、入札の状況でございますが、これは次のページの 3ページの上の表がその結果でございまして、今回の評価の対象となります、令和 3年度分の契約に関しましては、35分の 22が 1 者応札でございました。また、もう一つの資料にございます北海道分については、全て 1 者応札だったという状況でございました。

そして、実施経費でございます。これは、資料 6 - 1 - 1 ですと、3ページの真ん中の表でございまして、平均落札率というものを指標として整理をいたしております。通常、市場化テストを行っている多くの事業では、実施経費の評価というのは、市場化テスト前と今とで、業務の内容とかボリュームなどのベースがそろっている、あるいは、そろえられることを前提として、経費が額面上、減ったのか増えたのかという物差しで評価を行っておりますし、それが可能なのですけれども、この事業につきましては、最初のところで申しましたとおり、全国各地の土地改良事務所などで行われている公共事業を対象とするものでございまして、当然、公共事業の進捗に応じて、業務のボリュームなどが大きく、時期によって、あるいは事務所によって変動するものですから、なかなか金額の数字そのものでの比較というのは難しいところでございます。

そのため、経費につきましては、それぞれの事務所のところでの予定価格との比較による落札率の平均というものを指標として整理を行っているところでございまして、この3年度分の契約については、表のとおり、93.8%の水準だったということでございます。一方、北海道分、もう1個の資料ですが、似たような数字となりましたが、93.7%の水準だったということでございます。

入札の状況、実施経費というのは、初年度の評価については以上申し上げたとおりとなっておりますけれども、この業務は、それぞれの事務所ごとの公共事業の進捗に応じて、時期によって業務のボリューム、あるいは、何年契約とするのか等、それぞれ異なっておりまして、毎年度、順繰りで契約が行われているものでもございます。したがって、競争性の確保とか、経費の削減がうまく進んだのかということは、3年度分の契約だけを見ても何とも言えないことがございますので、次の4年度契約分以降の指標などのトレンドも見た形で、総合的に見ていくのが必要だと考えております。

このため、御覧いただいている資料 6-1-1 の 3 ページの真ん中の表、あるいは上の表でございますが、 4 年度分以降の数字も、現時点最新のものが記載しているのですけれども、 1 者応札の割合、あるいは平均落札率の推移、いずれも高い水準で、現時点まで推

移しているという状況でございます。これは北海道も含めて同様の状況でございまして、 競争性の確保ですとか経費削減の効果というのが、少なくとも、現時点では良い方向で進 んでいるとは言い難い状況だということでございます。

少し長くなりましたが、そうした現状を踏まえての評価のまとめが、(5)のところの評価のまとめの記載以下でございます。この業務につきましては、最初申しました、質の面を除きますと、市場化テストの所期の目的を達成した状況にあるとは言えませんことから、市場化テストを継続することで、1者応札の改善などに向けたさらなる取組を進めていく必要があるというのが評価(案)の結論、内容でございます。

説明は以上でございます。

○浅羽委員長 御説明どうもありがとうございました。

ただいまいただきました説明につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。 前田委員、お願いします。

○前田委員 ありがとうございました。大体御説明の内容に違和感はないのですけれども、 最終的にどうするかという評価の際の最大の基準が、1者応札が続いているかどうかとい うところでやられていると思うんですけれども、そうは言っても、だんだん人手不足経済 になっていって、建設でもそうですけど、入札不調みたいなものが起きるような感じにな ってきていて、あまりもうからない事業には、競争性の問題というよりは、なかなか供給 不足によって入札しないという、そういう状況がこれから増えてくる可能性があるわけで すよね。そうすると、ずっと1者応札が続くかもしれないと。

その際、1 者応札が残っているというだけで判断するのか、あるいは、たしか少し前に書面の審査の中で、1 者応札なんだけれども、ちょっと忘れましたけれども、違う理由で、これはもう市場化テストを終えたほうがいいんじゃないかという判断もあったと思うんですけど、そこはどうなのでしょう。これも、資料 6-1-1 で言えば、もう何年もやって、これ、かなり何回もやっていますよね。何が足りないのか、これ何を工夫すれば、1 者応札がなくなるのかという何となくめどを持っておっしゃっているのか、あるいは、もうしようがないから、これ以外に評価のしようがないので継続ということにされているのか、何かその辺りの判断基準があれば、教えていただければと思います。

- ○長瀬参事官 資料6の関係の事業は、今回、初回の市場化テストをやるのは1期目の評価でございます。
- ○前田委員 そうですね。資料5のほうが何度もやっているんですね。
- ○長瀬参事官 まず、資料5のほうですが、こちらは4期目の評価でございます。これは、 1者応札という話と、委員おっしゃったように、限られた予算の中で、なかなか簡単に、 発注者において経費を増やすわけにもいかない。その辺の事情等を両立させながらやると いうのが大変課題だと思っておりますが、ギブアップするにはまだ早いと思っておりまし て、次の事業期間においても、先ほど申しましたが、業務のやり方をもう少し効率的なも のにする、常駐など事業のあり方についての検討をさらに行うとか、あとは、契約年度を

さらに延ばすなど、事業者にとって、事業、ビジネスとして成り立ち得るような枠組みに していく。こういったことについて、まだ検討する余地があるだろうということで、継続 ということにしております。

話は転じまして、一方、この事業に限らない話ですが、市場化テストという枠組みの中では、なかなか1者応札の解消、競争性の改善には結びつき得ないようなものもあります。 そもそも、市場の構造がどうしようもないものであったり、法令や制度の枠組みが変わらないことにはどうしようもなかったりするようなものについては、これは不本意な形ではございますが、市場化テストを終了するという一定の基準、ルールを委員会の指針としてまとめていただいていますので、あくまで一般論でございますが、そうした形で市場化テストとしての取組を終えるという道もあることにはございます。

- ○前田委員 ありがとうございました。とにかく、これについては総合判断して、まだ工夫の余地があるんじゃないかと。それは、案件ごとに、その都度、総合判断すると、こういうことでよろしいですね。分かりました。ありがとうございました。
- ○浅羽委員長 古尾谷委員、よろしくお願いいたします。
- ○古尾谷委員 判断の結論については、異議ございません。継続だと思います。

前も書面審査のときに御質問させていただいたんですけれども、経費がかなり二十何%も縮減されていて、それで、それなりの質の確保も十二分にされていて、1者入札が続いているから継続するという結論になっていた事案があったので、ちょっとそれは違うんじゃないですかというところがございます。官民競争入札は、いろいろな判断があると思いますけど、先ほどから言っているように、国費を大幅に縮減していくような、行政の財務のほうからの側面はやはり無視はできないので、しっかりと経費の縮減ができた段階では、一定の期間、それが維持できるのであれば、僕は終了しても構わないのではないかと思っています。

それと、事業者やベンダーの何人かに聞きますと、事業者間では、今、継続してやっている方に対して、いろいろな仕様書とか何とか、もう用意されている。新たに参入するとなると、それをまた別途用意するためには、これは自治体の一般競争入札でも同じことが言われるんですけれども、入札書をつくるためには人員を配置して、また、人の手配についても、こういう水利関係のところは事前に用意しなきゃならない。土木事業ですと、施工管理技士の資格がありますから、高圧の電気とか、そういうのは全て6か月ぐらい前から準備して入札に臨んで、でも取れなかったでは、会社としては済まないんです。人の予約をしていますから。

そういったことを考えると、それが大きな原因となって、仕様書は正直言って、恐らく 今日、示されている環境研究所や情報推進研究機構にとっても、こうした官民競争入札に 関するそれぞれのことについて、回答を出し、何々するという手続は、かなりの負担にな っていると思います。その負担がずっと続いていくということに関しては、何らかの改善 をしないと、今、公務員の人数も減っている中では、審査において中身をしっかりとやれ と言えば言うほど過重なものになっていく。どこかで割り切らないとなかなか難しいのではないかと思っております。

適正に事業がやられるというのが一番の目標でございますので、その視点からの簡略化的なことは、やはり、こちらも責任がございますので、どんどんどんどん、ミニアチュアになって、最後になっていくのは、必ずしも望ましいことではないのかなというのが私の意見でございます。

以上です。

○浅羽委員長 貴重な御意見どうもありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。

ほかにはいかがでしょうか。それでは、これまでとさせていただきます。本評価(案) につきましては、いずれも監理委員会として、異存はないという結論とさせていただきま す。どうもありがとうございます。

続きまして、小委Cの2件、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、同機構の図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、地層処分研究開発に関連する運転管理に係る業務につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○長瀬参事官 それでは、御説明のほうは、資料の7をまず御覧いただきたいと思います。 資料7でございますが、こちらの業務は、国立研究開発法人日本原子力研究機構の図書 館におけます学術情報等の管理についての業務でございます。

この業務、選定に至ったのは、平成28年度の基本方針で記載されたものでございます。 当時、28年度当時でございますが、この原子力機構につきましては、関係法人のみによる応札の調達が多く実施されていることにつきまして、報道をはじめとする様々なところでの指摘がございました。そうした不透明な調達の状況を、市場化テストの取組を通じて改善すべく、選定に至ったという事業が幾つかございまして、その1つが、この事業でございます。

選定以降、これまで進めてまいりました市場化テストの取組では、今申し上げたような 選定の際の経緯、問題意識というものを基に進めてきたところでございまして、本委員会、 小委員会におきましては、入札の結果、応札者の数がどうだったかということだけではな くて、関係の深い一定範囲の事業者だけではない形で実質的な競争の機会が本当にできて いるのか、こういった掘り下げた視点から議論を進めてきていただいたものでございます。 そうした前提の下での今回の評価ということでございますが、資料7で書いてございま すが、事業の期間は令和3年4月からの事業期間で、市場化テストは2期目でございます。

評価の内容でございます。まず、資料の2ページから4ページにかけて書いてある内容でございます。確保されるべき質の達成状況ということでございます。この中の表で書いてございますとおり、図書の受入れですとか管理、配布など適切に行われております。また、目録の作成なども修正を要したようなケースは許容範囲内のものでございました。そ

れが質の問題です。

次、実施経費、これは、資料の5ページの(3)で書いてございます。従来の経費と比較して、金額面の削減は僅かな数字ではございましたが、昨今の賃金水準の状況を考えてみますれば、それ以上の効果があったのではないかと考えております。

そして、その次に競争性の改善、これがどう図られたかという点でございます。先ほど申しましたような選定の経緯、問題意識というのを踏まえまして、この事業に関しましては、これは資料ですと、5ページの(4)の表の中で記しておりますとおりの内容、すなわち、入札参加に向けた事業者への働きかけなど、これまで進めてきたということでございます。

そして、今期の調達では、2者から応札があったことを受けまして、我々、総務省におきましては、当初、市場化テストを終了する内容で小委員会にはお諮りをしたところでございますが、競争性の確保に向けては、先ほど来、申しましたような選定以来の問題意識を踏まえますと、今後、さらに取り組むべき課題があるのではないか、そうしたことを確認の上で、評価の結論は改めて整理をすべきと、こんな議論をいただきました。

それを受けて、改めて評価(案)の内容についての整理をし、中川委員をはじめ、小委の委員・専門委員にも確認をいただいた上で、今日、お諮りの案を整理することといたしたところでございます。

評価の結論でございますが、市場化テストは継続というものでございます。この業務、 図書館の業務でございますが、この業務については、原子力関係の専門性は低いというこ とを明確にした上で、先ほど申した事業者への働きかけを機構において行ったわけではご ざいますが、結果として、期待されるような状況が伴うものとはなってございません。

例えばでございますが、世の中の様々な公共図書館などでは、名の知れた事業者などがアウトソーシングなどを請け負っておられるところが幾つかあるというのが近年の状況でございますが、この機構の業務に関しては、そうした大手の事業者などが、新規の参入に向けて一定のアクションを実際に起こしてもらえているという状況にはないということでございますし、こうした今の状況を打開するための新しい取組ですとか調達の仕様を見直すとか、そうしたことが機構において計画され、ないしは予定されているような状況にもありませんということが確認されました。

したがいまして、今のような状況を確認の上で、この市場化テストについては継続という結論といたしまして、資料では、6ページの5、6に記したところの取組を引き続き進めていただくべきということにしております。

6の今後の方針というところで書いてございますが、まず、1つには情報開示、業務の質や量が明確に分かるような形でやっていく必要があるのではないか。そして、2つ目には人材に関する話です。図書館での業務というのが、通常の図書館と基本同じような内容の業務であるとすれば、この事業の調達の中で求めている人材のスペックというのは、本当に整合性があるのだろうか、必要性があるのか、どうなのだろうか、こういうことにつ

いても検討が必要ではないかということです。

そして、業務場所の指定の柔軟性というような話でございます。常駐ありきという話ではなく、業務場所の指定というのは、調達の仕様の中でどこまで柔軟に設定できるのか、こういった点について検討を進めていただき、次期事業期間においては、市場化テストの中で競争性の確保を図っていただくべきというのが評価(案)の内容でございます。

以上が資料の7でございます。

続いて、資料の8のほうを御覧いただければと思います。こちらも日本原子力研究機構の業務でございまして、こちらは地層処分の研究開発に関連する運転管理の業務というものでございます。事業期間は令和3年の4月からの事業期間でございまして、市場化テストは4期目の評価でございます。

この事業につきましても、選定に至った経緯、背景ですとか、市場化テストをこれまで 進めてきている中での問題意識というものは、先ほどの資料7の事業と同様でございます。 事業の内容といたしましては、この機構では使用済み核燃料の地層処分についての研究 を行っておりますので、その研究施設にございます、空調設備の運転保守ですとか、施設 の営繕対応、これが業務の内容でございます。

市場化テストの実施前は、今、申しました内容の業務だけではなくて、内容が異なるほかの業務と一体で調達が行われていたものでございましたところ、参入のハードルを市場化テストの中では下げるべく、第1期の市場化テストからは、内容や専門性が異なるような業務を分離した調達とすることで、今、申した、現在の内容の業務に整理されてきたというものでございます。

そうした経緯を踏まえての今期の実施状況、それを受けての評価の内容でございますが、まず、2ページのところで書いてございます、質の話でございます。この表の中で書いてございますが、業務の内容、これは日報などで確認を行っているところでございますが、業務の実施内容、あとは重大障害が発生したか否か、規程類を逸脱したことがなかったか、こういった点については適切な内容となってございました。

そして、実施経費、これは2ページの(3)、下のところでの記載でございます。市場化 テスト実施後の契約金額はマイナスで推移してございます。経費削減が図られているとい う状況にございます。

そして、次は競争性の面でございます。機構におきましては、最初のところで申しました、業務そのものの調達の枠組みの見直しに加えまして、この資料では、3ページの一番下の(4)のところで書きましたような取組を進めてまいりました。具体的には、複数年契約を導入する、ですとか、事業者へのヒアリングを実施することなど、これまで進めてまいりました。

その結果、今回の調達では2者の応札という結果でございまして、こちらの事業も我々、 総務省では、当初、市場化テストを終了する内容で小委員会にもお諮りをしたところでご ざいましたが、小委員会での議論としましては、従来から同じ事業者が引き続き受注して おりますし、一方、落札した事業者以外の入札額は、予定価格を大きく上回る状況が続いております。先ほど申したような選定の経緯ですとか問題意識を踏まえますと、競争性が確保された状況とは言い難いという議論でございました。

このため、改めて、小委員会でも再度御審議をいただいて、本日お諮りしている案を整理したところでございます。結論は、市場化テストを継続すべきというものでございます。 先ほど申しましたような、今の調達、入札の状況に鑑みれば、従来からの事業者以外が落札し、受注に至ることは実質的に期待できない入札の結果となっております。こういった状況に鑑みれば、競争性が確保されたとは言い難く、応札者の拡大に向けた広報ですとか、入札準備期間の今の在り方、情報開示の在り方などなど、次期の事業においても、引き続き検討を深めるべきことがあるとしているのが、評価(案)の内容でございます。

資料8までの説明は以上でございます。

○浅羽委員長 御説明どうもありがとうございました。ただいまいただきました説明につきまして、御意見、御質問のある委員の方は御発言をお願いしたいと思います。小尾委員、お願いいたします。

○小尾委員 御説明ありがとうございます。資料7ですけれども、資料G-2を見ると、落札率が、ここ数年というか、今回は99.99%という非常に高い落札率になっていると。これで、費用が削減できますということを言っているんですが、実際には、予定価格そのものを下げているのではないかと思われます。予定価格を下げて、予定価格内で落札して、ぎりぎりで落札したときに経費が下がりましたと。予定価格を下げているんだから当たり前だという話になっていて、それは民間の事業者が頑張って下げてきたという話ではなくて、この中でないと応札できないわけなので、無理やり下げさせましたという感じになっているようにも取れると。

これを皆さんがやってしまうと、民間事業者として見たら、非常に負担を強いられる形になるわけですので、本来の、競争性を発揮して、創意工夫で頑張って入札価格を下げるという意図とは違う話になってしまうと思います。

今回は、継続ということで、卒業というわけではないのでこのままで良いと思いますが、 今後、こういう案件については、少し注意しながら見ていったほうがいいと思います。予 定価格を下げて、費用が下がりましたと主張されるのは何とも言えない。予定価格を下げ た根拠がきちんと説明できるのであれば、委員会の場でこういう理由で予定価格を下げて いますときちんと説明できるのであればいいのですが、そうではないのだとすると、少し 問題があると思いますので、今後、このような案件については、注意深く見ていく必要が あると思います。

○浅羽委員長 小尾委員、どうもありがとうございます。 ほかにはいかがでしょうか。関野委員、お願いいたします。

○関野委員 御説明ありがとうございました。資料を見ていて、どうも不思議でしようがなかったんですけど、資料7にしても資料8にしても、基本的に過去の契約を見ると、2

者あって、どっちかが請け負っているということだと思うんですけど、今、小尾先生が言われましたとおり、資料7ではアセンドという会社がずっと請けているので、当然、落札率は99.9%ぐらいになるわけですよね。自分が前はやっているのが分かっているんですから。片方は2期、片方は4期やっていて複数、一応業者が決まっているとはいえ複数応札で、経費が下がっていて継続と言われると、業者さんはとても困ると思うんですよね。つまり、新規でなければ卒業できない、新規参入者がなければ卒業できないとなると、かなりのハードルが高くなってしまって、永久に続くおそれがあると思います。これ、1回認めてしまうと。

ですので、私は、個人的な見解としては、経費が下がり、複数応札であったならば、1 回は卒業させて、また何か問題があったときに復活させるという、市場化テストに復活させるというほうが良いのではないかと思います。

本当に、先ほど御意見がありましたとおり、労働環境というのは非常に厳しくなっているので、これから新規の業者か、図書館に参入してくると思うのは、ちょっと甘すぎるんじゃないかなという気がいたしますが、個人的な見解としては、私はこの2件は卒業させるべきではないかなと思います。

以上です。

○長瀬参事官 説明のほうが欠けているところがあったかもしれませんけれども、特にこの2事業でございますが、資料7と資料8の関係でございますが、特に、原子力機構の調達の在り方をめぐる、様々な社会的な関心なり、問題意識がある中で、選定に至ったということでございます。

特に原子力関係につながりのあるような事業者のみが、これまでは1者応札が続くという中でしか参入し得ていないような状況を改善すべく、取組を続けてきたことでございます。これらの事業については、そうした特別な問題意識の下に進めてきたというものでございまして、仮に、調達、スペックの内容、調達の進め方、仕様の示し方、業者への説明の仕方などについて、その他多くの事業と同様にニュートラルな内容のものとして捉えてよいのであれば、関野先生がおっしゃったような結論に至るということもあるのかもしれませんが、まだ内容を含めて改善すべきところが多くあるのではないかという整理で、小委員会でも御議論をいただいて、結果、継続という扱いになったものだということを、少し補足をさせていただきます。

- ○浅羽委員長 小委Cの主査の中川委員、補足をお願いいたします。
- ○中川委員 御意見ありがとうございます。実は、この2つの案件については、小委員会でもかなり白熱した議論がございまして、当初は、事務局から御提案のとおり、評価終了プロセスということでスタートいたしました。その中でも、非常に議論が長引きまして、その中でも、実際には一つ一つの案件というよりも、様々な質疑応答を重ねる中で、原子力機構の、もしかすると管理層の考え方というか、こういった公共サービスに関する考え方をそもそも変えていただかなければいけないのではないかというような、非常にハイレ

ベルのお話もございました。

もう一つ、委員会の中で、一つ大きなポイントになったのは、報道がきっかけになって、こちらの案件がこちらの委員会のほうに持ち込まれているということもあって、これを終了プロセスに持っていくとしたら、それなりにきちんと国民に対して説明のできる内容で卒業させなければいけないのではないだろうかと。そういったいろいろな意見の交換、それから原子力機構との質疑応答を踏まえて、1つの案件は、2度にわたって小委員会を開かせていただいたんですけれども、結論としては、まだまだ原子力機構にやっていただけることがあるのではないかと、国民にきちんと透明性を持って、公平性を持って示すには、もう少し努力をしていただいてもいいのではないかということで、最終的に、継続に翻ったという経緯になっております。

浅羽委員長、もし何か足りない点がありましたら、補足お願いできればと思います。 ○浅羽委員長 ありがとうございます。先ほどまでの議論の中でも、例えば前田委員から、 1者応札でも、当然卒業させるということは、もちろんそれはこれまでもありましたし、 今後も当然あることだと思います。そういう点では、もうやることはやった、もうこれ以 上はできないだろう。例えば、業務の特殊性などで、とりわけ、今回の案件、原子力研究 開発機構ということで、原子力といった瞬間に何か特殊なことということを、発注者側も 何か最初から出しているところがございました。ただ、中身を見ていただきますと、ポン チ絵などを見ていただくとすぐに分かるのですが、これ、普通の図書館の業務ですよねと。 ちょっと理系の分野も入っていますけれど、でも理系の分野が入っているのはどこの図書 館でもあるので、そういうことですよねということから説いていき、さらに原子力分野に ついても、極めて専門性の高い方にも、専門委員として、小委Cの議論に参加していただいて、その専門委員は、自分が所属していた組織の中では、こういう業務は、こういうふ うにやっていけば受けていただけるはずだといったようなことを御紹介いただき、結論と いたしましては、もう少しやれることがあるのではないかということで、競争性はある程 度、従前よりは確保されたかもしれないけれども、でも、それはまだまだ不十分である。

先ほどの1者応札でも、もうやることが終われば卒業。一方で、仮に2者応札であったとしても、内容を見て、例えば、小尾委員から99.99%というような入札率の話もございましたが、内容を見て、これはもう一回、私たちで見ないといけないのではないかといったようなことを議論させていただいて、また、入札監理小委員会において、実際の状況についての議論を、もし、機構に任せた場合には、どういう議論になるのか、また、機構から実際のやり方なども伺った上で、いや、もう一回、私たちで見たほうがいいのではないかといったような結論に至ったものでございます。非常に長い時間、複数回かけてやらせていただきました。

そういう点では、端的に言えば、手放せるものだったら手放したかったなというのは本音ではございましたが、さすがに、私たちの立場から、これは駄目なのではないのかなというようなことで、中川主査の下で結論を変えさせていただいて、副主査は私だけではな

く、辻委員もこちらにおりますけれども、最後はみんなで、これならもう一回、私たちの目を通させていただきたいと。せめてもう一回はというようなことで結論づけさせていただいたところです。

- ○関野委員 分かりました。いろいろな御意見があって継続ということであったならば、 審議のおける具体的な中身は、現実には分かりませんので、承知いたしました。
- ○浅羽委員長 前田委員、お願いいたします。
- ○前田委員 ありがとうございました。非常に原子力というデリケートな分野でもあるので、こういう結論だということはよく分かりましたけれども、多分そうじゃなければ、関野委員がおっしゃったように終了ということなのかなと。

ただ、一方で、今、委員長が御説明されたように、図書館のほうは、別に本来はもっと 参入があってもいいじゃないのということで、いろいろ働きかけているんだけども、来な いということなんですよね。それには、逆に何となく原子力なので入りたくないとか、そ ういう新規参入者の心理的な壁があるとした場合に、本当にそれはどうやれば打ち破れる のか、何かいい手はありそうなのか、その辺りは小委員会とかで議論があったんでしょう か。もし何かあれば。

○長瀬参事官 議論としてありましたのは、1つは、決して常駐ありきということで縛ってはいませんという機構側の説明ではありますが、実態としては、常駐を前提としたやり方で、業者さんへの声がけなり、リクルートも行っているという話。あとは、これは事務局でも、これは考えなければと思っているのですが、必要としている資格などは本当に必要最小限なものなのか、あったらいいねというレベルのものがいろいろあって、要求要件が高く、新しい事業者は二の足を踏んでいらっしゃるのではないかという疑問点が残っている状況でございます。

その辺の精査、検証が、機構としても十分できているのかは疑問なところがございます し、事務局も、各委員、専門委員の御指導をいただきながら、今後精査していく余地が大 きいと考えております。

○浅羽委員長 ほかに御意見、御質問等いかがでしょうか。本来でしたら、委員長があまりこんな実態なのでということで、御理解いただくというのは、真摯な、あるいは忌憚ない御意見をいただく際には良くないことだとは思いますので、私が何かということは一切無視してくださって構いませんので、反対であればもちろん反対でも、それは当然しかるべきだと思いますので、お考えを。古尾谷委員、お願いいたします。

○古尾谷委員 中川委員、委員長から御説明のあった点はよく分かります。実際問題として、自治体の入札においても、ずっと指定管理者の1者がずっと続いているものに競争性をもたらすために入札しますと2者になるんです。あるいはJVを組んでやるとかして、複数応札になるんですけど、おっしゃったとおり、落札額に乖離があります。

例えば、1億円のところを1億5,000万ぐらいで入札をしてくる、こんなのはあり得ないです。今はもう歩掛から、建設物価から、コンピューターに入れれば、土木事業など

は、今一番多いのは同額入札なんです。同じ額の入札が非常に多いです。同じ額の入札になりますと、これはもうくじ引です。くじ引入札というのは、もう前時代的ですけど、現実にくじ引きでやっているんです。入札でやると、単価が同じのリストが、それだけ情報はもうどんどん入ってきているんです。普通に考えれば、それで1億のところに1億5,00万ということはあり得ないんです。あり得ないことをやるということは、やる気がないんです。入札に参加しているだけなんです。形式の仕様書を整えれば、入札には参加できますけど、細かいところで、もうこれはやる気ないなというのはすぐ分かってしまいます。

それと、自治体側も、逆に言うと議会等から入札において事業者保護を強く言われています。例えば99.5%について言われてますけれども、現実問題として、低価格だと、逆に、低価格入札調査制度、80%ぐらいに設定すると、80%では少しおかしいだろうと。それじゃあ事業者が困るだろうということで、入札の調査に入るんです。これは建設業を担当するところは結構負担です。その上で、95%ぐらいの価格設定で、いろいろな議論が落ち着く。県や市町村の建設関係の議会の委員会というのは、いつもその議論の繰り返しです。あるいは、地元を優先しろというのであれば、災害に対してどのくらい貢献したのかという形で、様々な、何とか方式というのが、もう各分野で、47都道府県あれば47方式あります。その中で入札をしていますので、そういう面で競争性の担保というところの判断が、私も実際やっていたほうですけれども、非常に微妙になっています。ただ、前田委員がおっしゃっているとおり、あるいは、関野委員がおっしゃったとおり、私もどこで区切りをつけるのかという視点でいえば、一定程度価格も下げられて、ある程度競争性を担保されている、質も確保している時点では、1回おいて、その後の状況はどうなったかというのを見ることも必要だと。

ただ、今の2件については、おっしゃっていることは大変よく分かります。そういう入札については、やはり、まだ改善されてない分野があるのではないかという、思いがあります。

それから、ちょっと懸念しているのは、業者数が減っているんじゃないかなという気が 最近ものすごくしています。図書館業務については、以前、景気が悪かったときに指定管 理者制度が総務省から強く言われて導入された際に、サントリーを始め様々な企業が参入 しました。通常は自治体が第三セクターといって、文化財団をつくって、そこに委託する 形で地方の図書館など様々な施設が運営されていたんですが、島根の美術館とかいろいろ なところを落札して民間に開放された。

従来は、小さな事業は、はっきり言って金にならないので受注しなかったものの、景気が90年代、すごく悪くなった時点で、どんどん建設業者も大きなAランクの事業者がB、Cだけじゃなくて、Dランクの1,000万単位の事業まで応札するようになってしまったのです。今は取りません。今は逆に落札されない、入札に参入しないのが50%、そういう時代になっているときに、時代に応じて、こちらの動きも変えていかないと、一律ず

っとこうだからこうしましょうでは、なかなか隘路に陥って、発注者側も本来、特に命に 関わる河川の事業などはやらなきゃならないので、発注が遅れて、結果的には1年遅れま した、その間に災害が起こりましたじゃ、これは済まない話になりますので、原子力関係、 国民的関心が強い、新聞ダネにもよくなりますけれども、それが、一定期間入札者、落札 者が決まらない。不落で決まらないときにどうなっていくのかということについては、そ っちのほうにすごい危惧がありますので、一定程度の落札者、発注者側と、それから我々、 公共サービスを推進する側との妥協点というのを見ていかないといけないのかなという気 がします。

この2点については、これで賛成です。

○浅羽委員長 どうもありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

それでは、評価(案)につきましては、いろいろと御議論させていただきましたが、最終的に監理委員会として、異存はないということにいたしたいと思います。よろしいでしょうか。

# (「異議なし」の声あり)

- ○浅羽委員長 どうもありがとうございます。
- ○事務局 先ほどJICAの関係で御質問がありましたが、今、確認が取れましたので、 御説明をさせていただきたいと思います。
- ○事務局 先ほど、JICA地球ひろば、企画運営管理業務におきまして、令和5年3月末までの実績額は1%増となったのですが、契約金額全体では1%減で、事業終了の令和6年10月までの期間において、契約金額の範囲内になるように業務を実施するという説明について、梅木委員から、もし残りの期間で経費が増となってしまった場合はどうなるのか、そのような事態は想定しているのでしょうかという質問があったところですが、JICAに確認を取ったところ、回答がございましたので、お答えいたします。

基本的に契約金額を超える額については、契約変更しない限り、お支払いはできないという契約になっており、どうしても必要が生じた場合、万が一増額となってしまう場合は、契約変更すれば支払いはできるが、そういったことは基本的には想定していないとのことです。コロナのような不可抗力の場合はあり得るかもしれませんが、通常の運営の範囲では、そのような事態は想定しておらず、現在はコロナの影響からも回復しておりますので、増額となることは想定していないということになります。

以上となります。

- ○浅羽委員長 梅木委員、お願いします。
- ○梅木委員 御回答ありがとうございます。確認いただいて助かりました。ありがとうございます。ということは、トータルして、まだ発生していない部分については賄えるぐらいの範囲で、これまでの期間増加があったけれども、大丈夫だろうという、そういう見立てで運営を行っていると、そういう理解でよろしいですか。
- ○事務局 はい。

- ○梅木委員 そうですよね。分かりました。ありがとうございます。助かりました。
- ○浅羽委員長 御説明どうもありがとうございました。

それでは、議事次第4の公共サービス改革基本方針(案)について、御審議をいただき たいと思います。

本件は去る4月の監理委員会で御議論いただいた内容を踏まえまして、総務大臣が当委員会に付議したものでございます。それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

○岡本事務局長 資料9-1、9-2を御覧ください。公共サービス改革基本方針につきましては、皆様の御審議、その後、国の行政機関等との協議を経て、案が完成いたしました。委員の皆様方には御尽力いただきどうもありがとうございました。

今後の予定でございますが、7月上旬に閣議決定を行うべく進めてまいる予定でございます。詳細につきましては、参事官から御説明させていただきます。

○長瀬参事官 それでは、資料9-1を中心に説明をさせていただきます。4月のこの委員会では、本文、総論の記述を中心に御議論いただきまして、その後、総務省におきましては、別表、これは市場化テストの対象事業を記載したところでございますが、その整理につきまして、この春以降を中心に、事業評価の審議を行っていただきましたので、その結果を反映させて、整理を行いました。

そうした整理を受けて閣議決定(案)として整理し、先ほど事務局長からも申しました とおり、総務大臣の決裁を得た上で、本日、お諮りいたしているものがこの閣議決定案で ございます。本日の御説明は、別表の部分を中心に、特に新規の事業を中心に御紹介、説 明をさせていただければと思います。

資料の後半部分が別表でございますが、まず、1つ目の事業は、資料9-1の横の資料である13ページに登場しております。右側の下のところに記載のデジタル庁の事業、人事・給与関係業務情報システムに係るプロジェクト管理の支援業務でございます。新規の市場化テスト事業でございます。この事業は、6年度からの契約に向けまして、今年の12月目途に入札公告を予定しているものです。

2つ目の事業、これは16ページにございます、刑事施設の運営業務でございます。この刑事施設の運営業務、それ自体は既存の、これまでも進めていただいている市場化テストの対象事業でございます。現在、5の施設について市場化テストを実施しておりますが、新たに今回、16ページの右側の真ん中の段に書いてございます、島根あさひ社会復帰促進センター、これを対象に加えることといたしまして、6年の12月からの契約に向けまして、同年の4月を目途に入札公告を予定するものでございます。

3つ目、次の17ページでございます。左側のア、法務省の所管で、電子認証システムに係る運用・保守業務でございます。これも新規の事業というものではございませんで、令和3年の基本方針で掲載をした事業でございますが、3年の当時の状況としては、新システムへの更改や切替えがその後控えておりましたことから、市場化テストをスタートする時期は引き続き検討するということとされておりましたが、今のタイミングで、その見

通しについて整理ができましたことから、6年の12月からの契約に向けて、入札公告を その年の8月目途に行うということで、実施時期について整理をしたものでございます。

次でございます。同じページの一番下のところです。これも同じく法務省の供託システムの運用保守業務、こちらは新規の事業でございます。これは7年の1月からの契約に向けまして、6年8月目途に入札公告を予定するものです。

次が、少し飛んで20ページでございます。左側の一番下に記載の、これは文科省の所管でございます、京都の国立近代美術館の来館者の応対業務、新規の事業でございます。 この事業は、8年4月からの契約に向けまして、7年の10月目途に入札公告予定のものでございます。

次が同じページの右側の一番上からです。まずは一番上の国立新美術館のライブラリー 運営業務が新規の事業としてございます。これは8年4月からの契約に向けて、7年10 月を目途に入札公告予定のものです。

そして、その下に記載のもの、これは国立西洋美術館の統括管理及び建物管理の業務で、 新規の事業となります。この事業は、6年4月からの契約に向けまして、今年の11月を 目途に入札公告を予定するものでございます。

さらに、その下の記載の事業です。日本原子力研究開発機構の原子力科学研究所の施設の清掃業務でございます。新規の市場化テストの対象事業でございます。この事業につきましては、6年4月からの契約に向けまして、今年の12月目途に入札公告を予定するものでございます。

続きまして、少し飛んで27ページでございます。27ページの左側の中ほどのところに記載の、国交省の建設工事統計調査の調査業務でございまして、新規の市場化テスト対象事業でございます。この事業につきましては、7年4月からの契約に向けて、7年の1月目途に入札公告を予定するというものです。

続いて、次は28ページです。28ページの右側の一番上のところで記載の、同じ国交省でございますが、性能評価センターの機械施設の保全業務で、新規の市場化テスト対象事業でございます。6年4月からの契約に向けて、今年の12月目途に入札公告を予定するものでございます。

次の29ページの左側の上から2つ目です。これも国交省の関係で、建設事業予算執行管理システムの運用管理及び保守等の業務で、新規の市場化テスト対象事業でございます。こちらについては、8年4月からの契約に向けまして、その年の1月を目途に、入札公告予定のものでございます。

新規の事業で、最後のものでございますが、30ページになります。30ページの右側の環境省のものでございます。循環型社会形成推進基本計画のフォローアップと白書の作成支援業務でございます。こちらについては、7年4月からの契約に向けまして、6年11月を目途に入札公告予定というものでございます。

新規は、以上、申し上げたものでございます。なお、前回4月、この委員会の場で本文

中心に御議論いただいた場では、新規の事業は、その時点では11事業として御報告をしたのですが、うち1事業、具体的には総務省所管の諸外国の通信・放送・電波利用情報についての調査研究業務でございますが、その1事業につきましては、前回、この委員会での御審議以降に実施した今年度の調達におきまして、市場化テストの趣旨に即した取組が自主的に進められ、競争性が改善されるに至りましたことから、今回、お諮りする基本方針には掲載しない内容で閣議決定案の整理を行ったところでございます。

したがいまして、この整理の結果を受けまして、昨年来、進めてまいりました事業選定の結果でございますが、これは、後ろにつけております資料 9-3 でございますが、自主的な選定事業につきましては、合わせて 1 0 事業という内容で再度整理をさせていただいたところでございます。

また、以上、申しましたほかでございますが、昨年以前の基本方針で掲載をしておりまして、今後、市場化テスト実施を予定していた事業のうち、厚労省所管の2事業につきましては、市場化テストの開始を待たずして、事業そのものが現時点までに廃止されるに至ったことから、別表の記載からは削除する整理としております。

具体的には2つございまして、1つが雇用保険の手続関係ですが、離島などで雇用保険の手続を行うためのテレビ会議サービスの運用という事業が1つ。もう一つが、これも厚労省の関係ですが、厚労省において、地方公共団体との連絡調整に用いるポータルサイトが従来ございまして、その運用の業務、この2つについては事業廃止ということに至ったことから、この基本方針からは除く整理をいたしております。

以上に加えての整理、別表の中の記載といたしましては、先ほど来の案件でもございましたが、この春を中心に進めていただいた事業評価がございますので、その結果、継続の扱いになった事業については、次の事業期間の入札予定ですとか契約期間を、それぞれの箇所で記載するという整理を、この別表の中で行ってございます。

内容、説明は以上でございまして、基本方針の見直しにつきましては、先ほど事務局長から申し上げたとおり、7月の閣議決定に向けて、今回、御審議いただいた後は進めてまいりたいと考えております。

今の御説明は資料9-1の閣議決定本体に即しての御説明でございましたが、概要版についても、資料9-2、後ろに付けてございますが、これを我々では作成しまして、閣議決定とあわせて公表を予定しているところでございますので、後ほど併せて、御覧をいただければと存じます。

説明は以上となります。

- ○浅羽委員長 どうもありがとうございました。ただいま御説明いただきました内容につきまして、御意見や御質問等ございませんでしょうか。石田委員、お願いいたします。
- ○石田委員 石田でございます。今、御説明していただいた件でなくてもよろしいでしょ うか。

令和5年度の公共サービス改革の基本方針については、異論はございません。調整いた

だきまして、ありがとうございました。申し上げたいのは、ちょっと早いのですが、来年 度の改革の基本方針について、御検討いただきたい点がありまして、手を挙げさせていた だいたのですが、よろしいですか。ありがとうございます。

ぜひこちら、今年度の分については、1ページに、第1節、基本的な考え方、1、公共サービスに関する不断の見直しのところの、ぜひ④として、来年度、「事務または業務の実施方法に関し、DX化等抜本的な見直しが必要と考えられる場合には、勧告する等の措置を講ずる」という一文を入れていただきたい。といいますのも、先日の書面審議でも問題点を指摘した事業がありました。具体的には、農林水産省、水産物流通調査業務、これは全国の主要な漁港から、水揚量、価格等の日別、月別の情報を収集するという業務で、実際に何をやっているかというと、毎日全国の漁港に情報をファクス、メール等で尋ねて、回答が来ない漁港には毎日電話で督促をし、さらに集めたデータを手で入力するという業務でした。この業務方法については小委のほうでも、スマホ等で誰でも容易に入力できるアプリの開発等、DX化したほうが良質かつ低廉な公共サービスを実現できるだろうという意見がありました。しかし、DX化等の抜本的な業務の見直しが必要だろうと分かっていても、現行の市場化テストの枠組みでは終了プロセスとなりまして、非常に忸怩たる思いを致しました。

実施方法について、DX化等、抜本的な見直しを促すためのなんらかの方策をすべしというのをぜひ入れていただきたく、来年度は御検討いただければと思います。以上です。 ○長瀬参事官 御意見ありがとうございます。事務局でございます。

DX化の必要について、来年度の基本方針でどのような形が、どのような方針を出すのがよいのかというのは、ちょっと気が早いのですが、これから早速、勉強させていただきたいと思います。なお、勧告云々というお話ございましたが、そこになりますと、これは委員会の意思ということになりますので、閣議決定というよりは、委員会の意思として、例えば、石田委員がおっしゃったようなことを含めて、どのような形で意思表明をされるのかどうかというようなところになりますので、委員長の御指示の下で、事務局として、適切に対応してまいりたいと思っております。

- ○浅羽委員長 石田委員、お願いします。
- ○石田委員 すみません。追加で、結局、私どももこの業務については、もっとDX化を 進めるべきということで、何度か担当の省庁も、民間の工夫が取り入れられるよう入札実 施要項に書き込みましたが、結局、それもあまりうまく機能しませんでした。やはり違う 業務として、「枠組み自体を構築する」という業務をしない限りは、抜本的には変えられず 終わってしまいました。ですから、ぜひ何らか、今後、御検討を皆さんでしていただける と幸いです。よろしくお願いいたします。
- ○浅羽委員長 どうもありがとうございます。具体的な案件出てまいりましたけれども、 その案件は審議が終わったものですよね。
- ○長瀬参事官 はい、そうです。

- ○浅羽委員長 分かりました。
- ○長瀬参事官 今日の件ではなくて、過日の件です。
- ○浅羽委員長 ですよね。
- ○長瀬参事官 その際の議論を振り返りながらの御意見かと理解しております。
- ○浅羽委員長 そうですよね。来年度、公共サービス改革基本方針の中で、DX化などの 議論すべきか検討する。
- ○長瀬参事官 それをどうするかもありますし、委員会としてどういう審議を進められる かということは、委員長の御差配の下で対応してまいりたいと考えております。
- ○浅羽委員長 今後、本当に真剣に検討し、議論させていただきたいと思います。その際、 また石田委員におかれましては、再度、御意見等を賜ることもあろうかと思います。その 節はどうぞ忌憚なき御意見を寄せてください。よろしくお願いいたします。
- ○石田委員 ありがとうございました。承知しました。よろしくお願いします。
- ○浅羽委員長 ほかに御意見等ございませんでしょうか。古尾谷委員、お願いします。
- ○古尾谷委員 全体の御説明には、異議ございません。それで、私も石田委員と同じで、 来年度に向けてということで、3ページの基本方針の地方公共団体のところなんですけれ ども、私のほうから言うのもなんなんですが、自治体に配慮し過ぎた記述になっているの かなということを常に感じております。

私どもも地方行革ということで、私も行革担当部長をずっとやっていましたけども、ここに書かれている3公社は基本的には廃止の方向でずっと検討しました。様々な形でやっているのですが、2010年ぐらいから行革の意欲が非常に衰えていまして、その意味では、公サ法自体の趣旨が、総務部局や政策部局に全く伝わっていない。私の出身のところに聞いても、課長も部長も全く知らないという回答が来て驚いたんですけれども、基本的には、公サ法の趣旨は国・地方を通じてという趣旨だと思いますので、あまりここのところは、逆に言うと、そういうことで背中を押してもらって、取り組もうとする自治体も出てくることを促していかないと、地方行革自体が置いてけぼりにされてしまうような感じになってしまいます。

「地方公共団体の公共サービスに関して、法に基づく入札を実施するか否かの判断は当該地方公共団体に委ねられている」(基本方針(案)第2章第1節4)という前に、公サ法の趣旨から、官民競争入札の推進が求められているというのを前提にした上で、単に法令の見直しだけでなくて、地方における自助努力をしっかりとやってくださいというのを、総務省なり、国としてしっかりと引き続き言っていただかないと、ずっとそういう内部行革を進めた人間たちは今、厳しい立場に置かれておりますので、人を減らし過ぎた、組織を減らし過ぎたんじゃないかということを言われていますけど、財政基盤とか、そういう今後の人員の削減、公務員の削減から考えますと、最も必要なのが、そこら辺のしっかりとした認識を持って自治体運営をしていくのが必要だと思っておりますので、国のほうも、あまり気になさらないでというと言い過ぎだと思いますけれども、積極的に働きかけなり、

公サ法の趣旨を常に、よく通達は出されているのですから出していただきたいなという気 持ちが私どもは持っております。

○浅羽委員長 どうもありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。それでは、これまでとさせていただきます。

公共サービス改革法第7条第6項の規定により付議されました、公共サービス改革基本 方針(案)につきましては、監理委員会として、異議なしといたします。なお、本基本方 針は、来る7月上旬に閣議決定される予定です。

また、いただきました御意見等を、翌年度の方針等に向けて、事務局におかれましては、 また御検討、また私ども委員の間でも議論をしていきたいと思っております。どうぞよろ しくお願いいたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。

それでは、これで本日の監理委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —